

判決年月日	平成 2 3 年 1 0 月 4 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 2 年（行ケ）第 1 0 3 2 9 号		
○ 発明の名称を「樹脂凸版」とする特許出願に対する拒絶査定不服審判請求において、引用発明及び周知技術を組み合わせる本願発明の進歩性を否定した審決が、周知技術の認定に誤りがあるとして取り消された事例			

（関連条文） 特許法29条2項

1 本件は、発明の名称を「樹脂凸版」とする特許出願（特願2006-324032号）につき拒絶査定を受け、拒絶査定不服審判を請求するとともに手続補正をした原告が、補正を却下され請求不成立の審決を受けたことから、その取消しを求めた事案である。

2 審決は、引用例（特開平10-230581号公報）に記載された樹脂凸版（引用発明）において、刷版の裏面にバーコード等の識別情報を設けて刷版を管理するという周知技術1と、透明基材の一方の面にバーコードを設け、他方の面からバーコードを読み取るようにするという周知技術2などを適用することにより、補正後の発明を当業者が容易に発明をすることができたから、特許法29条2項の規定により出願の際独立して特許を受けることができないので、本件補正は、改正前特許法17条の2第5項で準用する同法126条5項の規定に適合せず、同法159条1項で読み替えて準用する同法53条1項の規定により、却下すべきとした。

そして、審決は、補正前の発明は、引用発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができないとした。

3 本件判決は、概略、以下のとおり述べ、周知技術2が、補正発明の技術分野において一般的に知られている技術であるとはいえないとして、審決を取り消し、原告の請求を認容した。

「審決において周知技術2を示すために例示された各公知技術には、「透明基板の一方の面にバーコードを設け、他方の面からバーコードを読み取るようにすること」が記載されているものの、いずれの証拠も刷版に関するものではなく、補正された発明の技術分野とは異なる技術分野に関するものであるから、これらの証拠から、「透明基材の一方の面にバーコードを設け、他方の面からバーコードを読み取るようにすること」が、補正発明の技術分野において一般的に知られている技術であるといえることはできない」

「審決では示されていないものの、透明な材質に設けられたバーコード自体は、「シンボルの方向に関係なく両面から機械読み取り可能な情報担体」とであると解されるが、そのような一般的技術が認められるとしても、「透明基材の一方の面にバーコードを設けて、他方の面からバーコードを読み取るようにする」ことが、補正発明の属する刷版の技術分野において周知の技術であるとはいえない」